

平成 25 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 築地魚市場株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣石 清治
〈コード番号 8039 東証第二部〉
問合せ先 執行役員経理部長 大竹 利夫
(TEL 03-3541-6312)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1、変更の理由

当社では、役員ของบริษัท内における業務執行について、その権限を執行役員としての業務執行権限に一元化し、役員の役割・役称を整理するため、平成 25 年 5 月 23 日付で役員制度を改訂いたしました。これに伴い、現行定款第 23 条及び第 24 条につき、所要の変更を加え、第 26 条(執行役員及び役付執行役員)を新設するものであります。

2、変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日 (木)
定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日 (木)

以 上

【別 紙】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会等
第 16 条 ～ (条文省略) 第 22 条	第 16 条 ～ (現行どおり) 第 23 条
(取締役社長) 第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長 1 名を選定する。取締役社長は当社を代表し、取締役会の決議を執行し社務を統轄する。</u>	(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって当社を代表する取締役を選定する。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長を定めることができる。</u>
(役付取締役) 第 24 条 <u>取締役会はその決議によって取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u>	(削 除)
第 25 条 ～ (条文省略) 第 26 条 (新 設)	第 24 条 ～ (現行どおり) 第 25 条 (執行役員及び役付執行役員)
第 27 条 ～ (条文省略) 第 43 条	第 26 条 <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員を選任し、取締役会の定めた業務の執行を行わせることができる。なお、執行役員に関する事項については、取締役会で定める執行役員規則による。</u> <u>2 取締役会の決議によって、社長を定める他、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を定めることができる。</u> 第 27 条 ～ (現行どおり) 第 43 条

以 上